

No. 11 安城市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
環境部 環境都市推進課		0566-71-2206	直通	0566-76-1184
住所	〒446-8501 安城市桜町18-23		担当者氏名	杉浦 正樹
URL	https://www.city.anjo.aichi.jp/	E-mail	kankyo@city.anjo.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

区分 人槽	転換	
	油ヶ淵地域 (稗田川及び油ヶ淵流域の各流域に区分される地域)	その他の地域
5人槽 (延べ床面積 \leq 130 m^2)	415,000	332,000
7人槽 (延べ床面積 $>$ 130 m^2)	517,000	414,000
10人槽 (台所・浴槽共に2か所以上)	685,000	548,000
宅内配管工事費加算 (既設単独浄化槽・くみ取り便槽)	300,000	
撤去費加算 (既設みなし浄化槽)	120,000	
撤去費加算 (既設くみ取り便槽)	100,000	

(2) [令和6年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
4	7	1					12

前年度実績基数 (3基)

(3) [補助対象地域]

・次の区域を除く地域

- ①下水道法 (昭和33年法律第79号) 第4条第1項又は同法第25条の23第1項に基づき策定された事業計画 (当該年度内に策定される予定の事業計画を含む) に定められた予定処理区域
- ②農業集落排水事業区域

(4) [特定地域の有無] 有 (油ヶ淵流域周辺)

(5) [補助対象条件]

①補助対象者

・専用住宅 (居宅部分の床面積が延面積の2分の1以上ある併用住宅を含む) に居住している個人

②補助対象事業

・補助対象者の居宅に設置されたみなし浄化槽又はくみ取り便槽を建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の規定による確認が必要な建築物の増築等を伴わず廃止し、補助対象浄化槽に切り替えるもの

(6) [欠格要件]

①補助対象者

・安城市税の滞納がある者

・暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という) である者又は暴力団ではないが同条第2号に規定する暴力若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

②補助対象事業

・浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、補助対象浄化槽を設置する者

・補助対象者が居宅を借用している場合において、当該居宅の所有者の承諾が得られないもの

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①浄化槽設置届出書 (浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令 (昭和60年厚生省、建設省令第1号) 様式第1号に規定するものをいい、浄化槽法第5条第2項の期間を経過した届出に係るものに限る) の写し

- ②設置場所の案内図、みなし浄化槽又はくみ取り便槽の配置図及び排水経路図並びに補助対象浄化槽の配置図及び排水経路図
- ③居宅の所有者の承諾書（補助対象浄化槽を設置しようとする居宅を借用している場合に限る）
- ④工業業者の浄化槽法第4条第1項の規定による浄化槽設備士免状の写し。ただし、昭和62年以前の浄化槽設備士の資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- ⑤浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑥補助対象浄化槽の設置工事費用の見積書の写し
- ⑦宅内配管工事費用の見積書の写し
- ⑧みなし浄化槽又はくみ取り便槽、排水経路及び接続する居宅の写真
- ⑨工事業者の浄化槽工事登録通知の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- ⑩補助対象浄化槽の工事請負契約書の写し
- ⑪全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑫補助対象浄化槽の型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑬みなし浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する場合にあっては、みなし浄化槽又はくみ取り便槽撤去処分費用の見積書の写し
- ⑭その他市長が必要とする書類

（8）〔実績報告書に添付する書類及び提出期限〕

- ・提出期限：市長が別に定める日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法第7条及び11条の法定検査依頼書の副本
- ③浄化槽法第7条及び11条の法定検査契約書の写し
- ④工事施工写真
- ⑤工事施工確認リスト
- ⑥補助対象浄化槽の設置工事費用の領収書の写し
- ⑦みなし浄化槽からの切り替えの場合には、浄化槽使用廃止届出書（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）様式第1号の3に規定するものをいう）の写し
- ⑧みなし浄化槽又はくみ取り便槽廃止に伴うみなし浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃記録の写し
- ⑨浄化槽使用開始報告書（浄化槽法第10条の2に規定するものをいう）の写し
- ⑩補助事業等実績報告書の提出の前2か月以内に発行された市税を滞納していないことを証明する納税証明書
- ⑪みなし浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する場合にあっては、撤去工事の施工写真
- ⑫その他市長が必要と認める書類

（9）〔その他〕

- ①既設のみなし浄化槽を撤去して浄化槽を設置する場合には、(1)の補助金額に上限12万円を上乗せする
- ②既設のくみ取り便槽を撤去して浄化槽を設置する場合には、(1)の補助金額に上限10万円を上乗せする
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に工事費用の2/3（3㎡未満：7万5千円，3～10㎡：10万円，10㎡以上：15万円まで）の補助を行っている
- ④転換に伴う、浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置には、(1)の補助金額に上限30万円を上乗せする

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください